

ATMによる定期預金取引規定

2020年4月1日現在

1. (ATMによる定期預金取引)

次の各定期預金取引は、当行の現金自動預入支払機（「ATM」といいます。）で利用することができます。

- (1) 総合口座通帳への定期預金口座の新規開設（以下「ATM新規口座開設」といいます。）
当行のATMを利用して、現金またはキャッシュカードによる普通預金・貯蓄預金・当座預金からの振替により総合口座通帳に定期預金口座を新規開設するサービスです。
- (2) 総合口座通帳・定期預金通帳・積立式定期預金通帳の定期預金預入（以下「ATM追加預入」といいます。）
当行のATMを利用して、現金またはキャッシュカードによる普通預金・貯蓄預金・当座預金からの振替により総合口座通帳・定期預金通帳・積立式定期預金通帳へ定期預金を預け入れするサービスです。
- (3) 定期預金満期日解約予約（以下「ATM解約予約」といいます。）
当行のATMを利用して、総合口座通帳の定期預金口座からご指定の定期預金の自動継続を停止して満期日に自動解約し、元利金を当該総合口座通帳の普通預金口座に入金するサービスです。
- (4) 定期預金解約・一部支払（以下「ATM解約・一部支払」といいます。）
当行のATMを利用して、総合口座通帳の定期預金口座からご指定の定期預金を解約・一部支払するサービスです。

2. (ATM新規口座開設)

- (1) ご利用いただける方
ATM新規口座開設をご利用いただけるのは、総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。
- (2) 対象定期預金
ATM新規口座開設の対象とする定期預金は、自動継続扱いの自由金利型定期預金<M型>（以下「スーパー定期」といいます。）、自由満期型定期預金（以下「愛銀フリー定期」といいます。）および期日指定定期預金とします。ただし、預入期間が1年を超える単利型のスーパー定期は取り扱いできません。
- (3) 預入方法
ATM新規口座開設をご利用いただく場合には、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、現金またはキャッシュカードと総合口座通帳をATMに挿入し、所定事項を正確に入力してください。この場合、新規預入申込書等は必要ありません。また、キャッシュカードをご使用いただく場合、ATMに挿入したキャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。
- (4) 預入限度額
ATM新規口座開設をご利用いただく場合の1回あたりの預入金額は、当行の定めた金額の範囲内とします。

3. (ATM追加預入)

- (1) ご利用いただける方
ATM追加預入をご利用いただけるのは、総合口座通帳・定期預金通帳をお持ちの個人の方、および積立式定期預金通帳をお持ちの方とします。
- (2) 対象定期預金
ATM追加預入の対象とする定期預金は、自動継続扱いのスーパー定期、愛銀フリー定期、期日指定定期預金および積立式定期預金とします。ただし、預入期間が1年を超える単利型のスーパー定期は取り扱いできません。
- (3) 預入方法
ATM追加預入をご利用いただく場合には、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、現金またはキャッシュカードと総合口座通帳、定期預金通帳、積立式定期預金通帳をATMに挿入し、所定事項を正確に入力してください。この場合、預入申込書等は必要ありません。また、キャッシュカードをご使用いただく場合、ATMに挿入したキャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。
- (4) 預入限度額
現金によるATM追加預入をご利用いただく場合の1回あたりの預入金額は、当行の定めた金額の範囲内とします。

4. (ATM解約予約)

(1) ご利用いただける方

ATM解約予約をご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。

(2) 対象定期預金

ATM解約予約の対象とする定期預金は、総合口座に預け入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。

(3) 取扱方法

- ① ATM解約予約の予約期間は、ご指定の定期預金の預入日から満期日の前日までとします。
- ② ATM解約予約をご利用いただく場合には、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、キャッシュカード（代理人カードでのご使用はできません。）と総合口座通帳をATMに挿入し、キャッシュカードの暗証番号その他所定事項を正確に入力してください。
- ③ ATM解約予約の実施日は、ご指定の定期預金の満期日とします。
- ④ ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(4) 予約の取り消し

ATM解約予約の取り消しを希望する場合は、上記予約期間の銀行営業時間内に、当行所定の依頼書に署名および届出印による捺印をしたうえで当該総合口座通帳とともにお取引店に提出してください。

5. (ATM解約・一部支払)

(1) ご利用いただける方

ATM解約・一部支払いをご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。

(2) 対象定期預金

ATM解約の対象とする定期預金は、総合口座に預け入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。また、ATM一部支払の対象とする定期預金は、預入日から6か月以上経過した総合口座に預け入れされている自動継続扱いの複利型のスーパー定期とします。ただし、ご指定の定期預金の自動継続が停止している場合はいずれも対象としません。

(3) 取扱方法

- ① ATM解約・一部支払をご利用いただく場合には、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、キャッシュカード（代理人カードでのご使用はできません。）と総合口座通帳をATMに挿入し、キャッシュカードの暗証番号その他所定事項を正確に入力してください。
- ② ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

6. (サービスの停止)

上記1 (1)～(4)の各サービスは、次の各号の一つでも該当した場合、利用することができません。

- (1) 通帳または普通預金キャッシュカードの紛失または盗難の届け出が提出されているとき
- (2) 相続の開始があったとき
- (3) 支払いの停止または破産・民事再生手続開始の申立等があったとき
- (4) 指定定期預金に差押（仮差押）がなされたとき
- (5) その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (6) 上記(1)～(5)のほか、当行ATMでこれらサービスができない理由が生じたとき

7. (サービスの解約)

上記1 (1)～(4)の各サービスは、当行が相当の理由があると認めた場合には、当行はいつでもこれらサービスの取り扱いを解約することができるものとします。ただし、当行に対しての解約の通知は、当行所定の書面によることとします。

8. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、総合口座取引規定、愛銀キャッシュカード規定、愛銀ビジネスカード規定により取り扱います。

以 上